

付議事件及び審議結果

5月18日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	5月18日	同意
議案第28号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月18日	同意
発議第 1号	地域交通網対策特別委員会の設置について	5月18日	可決
発議第 2号	地域医療対策特別委員会の設置について	5月18日	可決
発議第 3号	議会改革等特別委員会の設置について	5月18日	可決
発議第 4号	広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について	5月18日	可決
	特別委員会委員の選任について	5月18日	同意

平成23年第1回坂城町議会臨時会

目 次

第1日	5月18日(水)	
○町長招集あいさつ	3
○議事日程	4
○仮議席の指定について～議席の指定について	4
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	5
○副議長の選挙～坂城町農業委員会委員の推薦について	5
○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	9
○議案第28号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	14
○発議第1号～発議第4号の趣旨説明、質疑、採決	15
○特別委員会委員の選任について	17
○町長閉会あいさつ	18

平成23年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成23年5月18日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月18日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 清 子 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	宮 崎 義 也 君
まちづくり推進室長	青 木 昌 也 君
住 民 環 境 課 長	塚 田 陽 一 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 文 化 課 長	中 沢 恵 三 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	中 村 淳 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長選挙について
- 第 3 議席の指定について
- 第 4 会議録署名議員の指名について
- 第 5 会期の決定について
- 第 6 副議長選挙について
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 一部事務組合議会議員等の選挙について
- 第 10 坂城町農業委員会委員の推薦について
- 第 11 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 12 議案第 28 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 13 発議第 1 号 地域交通網対策特別委員会の設置について
- 追加第 14 発議第 2 号 地域医療対策特別委員会の設置について
- 追加第 15 発議第 3 号 議会改革等特別委員会の設置について
- 追加第 16 発議第 4 号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加第 17 特別委員会委員の選任について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議会事務局長（塩澤君） 3月に発生しました未曾有の東日本大震災並びに栄村を中心とする長野県北部地震による犠牲者の皆さん、被災者の皆さんに対し、哀悼の意を表するとともに一刻も早い復興を願い、1分間の黙祷を行います。

ご起立をいただき、北東方向をお向きください。

黙禱。

（黙 禱）

議会事務局長（塩澤君） お直りください。

ご着席願います。

（着 席）

議会事務局長（塩澤君） 本臨時会は一般選挙後の初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の池田弘議員をご紹介します。

議長（池田君） ただいま紹介いただきました池田弘です。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされておりますので、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は理事者を初め各課の長であります。

議長（池田君） 町長からの臨時招集にあたり、発言をもとめられております。これを許可いたします。

町長（山村君） 皆様、おはようございます。

平成23年第1回坂城町議会臨時会の招集にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに平成23年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できましたことを心から感謝申し上げます。

先ほど東日本大震災の被害に遭われた皆さんに対して黙祷がなされました。改めて亡くなられました皆様方、被害を受けられた皆様方に心から哀悼の意を表するとともに、いまだ避難生活をされている皆様、原子力発電所事故により自治体ごと避難を余儀なくされている皆様に、そして長野県北部地震で被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い復興と原発問題の終息を願うものであります。

さて、このたびの坂城町議会議員一般選挙は無投票という結果でございましたけれども、新たな坂城町議会のスタートにあたりまして議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。

私も町民の皆様のご支持を得て、町政を先頭になって推進してまいります。支持をいただいた4,638票、そして412票差ということを厳粛に受け止めまして、私が訴えてまいりました政策の実現に向けて邁進する所存でございます。

なお、私の町政に対する考え方、いわゆる所信表明につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。議員の皆様におかれましては、ご支援ご協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

本臨時会にご審議をお願いいたします案件は、議会の人事案件のほか専決処分事項の報告と議会選出の監査委員の選任をお願いする人事案件でございます。よろしくご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（池田君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「仮議席の指定について」

議長（池田君） 仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

◎日程第2「議長の選挙について」

議長（池田君） お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。

異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については臨時議長が指名することといたしたいと思っております。

異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に宮島祐夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました宮島祐夫君を議長に当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮島祐夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮島祐夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで宮島祐夫君の発言を許します。

14番（宮島君） ただいま議員各位の温かいご推挙をいただきまして議長に就任させていただくことになりました。不肖ではありますが、大任を務めさせていただきます。議会機能の強化を目指し、議員各位と一丸となって町民の負託に応えるべく頑張る所存でございます。つきましては、議員各位のご指導ご支援を一層お願いを申し上げる次第であります。

また理事者を初め職員の皆様にはご協力賜るようお願い申し上げ、議長就任のごあいさつといたします。

議長（池田君） 新議長が決まりましたので、臨時議長の職務が終わりました。各位のご協力に感謝をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時11分～再開 午前10時12分）

議長（宮島君） 再開いたします。

◎日程第3「議席の指定について」

議長（宮島君） 議席は会議規則第4条第1項の規定により議長が定めることになっております。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長（塩澤君） 朗読いたします。

1番 塩入弘文君、2番 吉川まゆみさん、3番 西沢悦子さん、4番 塩野入猛君、5番 窪田英子さん、6番 塚田正平君、7番 山崎正志君、8番 入日時子さん、9番 大森茂彦君、10番 中嶋登君、11番 塚田忠君、12番 池田弘君、13番 柳澤澄君、14番 宮島祐夫君。以上であります。

議長（宮島君） ただいまの朗読のとおり指定をいたします。

◎日程第4「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 会議規則第120条の規定により、1番 塩入弘文君、2番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第5「会期の決定について」

議長（宮島君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたします。

◎日程第6「副議長の選挙について」

議長（宮島君） お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたします。

副議長に柳澤澄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長の指名をいたしました柳澤澄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柳澤澄君が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました柳澤澄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで柳澤澄君の発言を許します。

13番(柳澤君) ただいまは議員皆様のご推挙をいただきましてありがとうございます。副議長の職を務めさせていただきます。

もとより非才で微力ではありますが、責任の重さをしっかり受け止め、議長を補佐し、昨今課題が多い議会が責務を全うし、円滑に機能するよう力を尽くしてまいりたいと思います。

つきましては、議員皆様のご指導ご協力を心からお願い申し上げます。

また理事者、職員の皆様にも格段のご支援ご協力をいただけますよう心からお願い申し上げます、就任のごあいさつといたします。

議長(宮島君) 次に町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長(山村君) 平成23年第1回坂城町議会臨時会におきまして、議長に宮島祐夫議員、副議長に柳澤澄議員がそれぞれ推挙され、就任されましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、議会とは、申すまでもなく町民の意思を代表・決定する合議制の機関であり、議決

により地方公共団体、すなわち坂城町的意思を決定する議決機関であります。この中におきまして、議長は議会を代表し、また副議長は議長を補佐するという大変重い重責を担われます。私たち執行機関とともに活力にあふれた明るい坂城町づくりに向けてともに頑張らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

つきましても健康が第一でございます。健康に留意され、ますますご活躍されんことを祈念申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はおめでとうございました。

◎日程第7「常任委員会委員の選任について」

議長（宮島君） 常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思いません。

議会事務局長（塩澤君） 朗読いたします。

総務産業常任委員会委員7人、中嶋登君、塚田忠君、宮島祐夫君、池田弘君、大森茂彦君、入日時子さん、窪田英子さん。

社会文教常任委員会委員7人、塚田正平君、西沢悦子さん、柳澤澄君、山崎正志君、塩野入猛君、吉川まゆみさん、塩入弘文君。以上であります。

議長（宮島君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり各常任委員会の委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり各常任委員会の委員を選任することに決定をいたしました。

なお、委員会条例7条第2項の規定により常任委員長及び副委員長の互選の結果についてご報告を申し上げます。

総務産業常任委員長、中嶋登君、同副委員長、塚田忠君、社会文教常任委員長に塚田正平君、副委員長に西沢悦子さん。以上であります。

◎日程第8「議会運営委員会委員の選任について」

議長（宮島君） 議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名することになっております。職員をして朗読のとおり指名したいと思いません。

議会事務局長（塩澤君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員5人、大森茂彦君、中嶋登君、入日時子さん、塚田正平君、塩野入猛君。以上であります。

議長（宮島君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員会委員を選任することに決定をいたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により議会運営委員長及び副委員長の互選の結果についてご報告を申し上げます。

議会運営委員長に大森茂彦君、同副委員長に中嶋登君。以上であります。

◎日程第9「一部事務組合議会議員等の選挙について」

議長(宮島君) 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

職員に朗読をさせます。

議会事務局長(塩澤君) 朗読をいたします。

長野広域連合2人、宮島祐夫君、入日時子さん。上田地域広域連合2人、柳澤澄君、大森茂彦君。葛尾組合4人、中嶋登君、山崎正志君、窪田英子さん、塩入弘文君。千曲衛生施設組合3人、池田弘君、塚田忠君、吉川まゆみさん。六ヶ郷用水組合4人、柳澤澄君、塚田忠君、入日時子さん、塩野入猛君。千曲坂城消防組合3人、塚田正平君、塩野入猛君、西沢悦子さん。以上であります。

議長(宮島君) お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり議長指名による当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれが一部事務組合議会議員に当選され

ました。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第10「坂城町農業委員会委員の推薦について」

議長（宮島君） 地方自治法第117条の規定により11番 塚田忠君の退席を求めます。

（塚田忠議員 退席）

議長（宮島君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時26分～再開 午前10時27分）

議長（宮島君） 再開いたします。

お諮りをします。

議会推薦による農業委員会委員に塚田忠君を推薦いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦による農業委員会委員に塚田忠君を推薦することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時28分～再開 午前10時29分）

議長（宮島君） 再開いたします。

◎日程第11「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（宮島君） 職員に報告を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） ただいま事務局の方から朗読をさせていただきましたけれども、説明が若干ダブるかもしれませんけれども、改めて議案の説明をさせていただきたいと思っております。

専決第1号から順に申し上げたいと思っております。

専決第1号、これは平成22年度の坂城町の一般会計補正予算（第6号）でございます。

本件は、東北地方大地震の被災者支援のため3月24日に専決をしたものでございます。

先ほど金額を申し上げましたけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億8,615万2千円といたしましたものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金から200万円を繰り入れしております。

また歳出としましては、災害援助金200万円を追加したものでございます。

この金額につきましては、全国の町村会で提示された金額でございます。

次に、専決第2号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されたということに伴いまして、坂城町の国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正内容は、基礎課税額の課税限度額を51万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円、介護納付金課税額を12万円に引き上げるものでございます。

次に、専決第3号「平成22年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」でございます。

ご説明申し上げます。

本件は、地方譲与税、地方交付税等の確定により専決をしたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億880万6千円を追加して歳入歳出予算の総額を60億9,495万8千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方譲与税で1,844万5千円、地方交付税で9,790万2千円をそれぞれ増額いたしました。

歳出の主なものにつきましては、長野県北部地震災害援助金として100万円でございます。栄村でございます。ちなみに上田市は1千万円を出しておりますので、その10分の1の歳出ということでございます。小学校の遊具等改修で194万8千円、財政調整基金への積立金1億143万6千円、減債基金への積立金1億円を追加いたしました。そのほか特別会計の繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精査調整をいたしましたものでございます。

専決第4号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,589万7千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料を減額したものでございます。

歳出の主な内容としましては、有線支障移転等の工事請負費を減額したものでございます。

次に、専決第5号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,360万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億4,723万1千円といたしましたものでございます。

主な内容について述べますと、歳入につきましては、国調整交付金の増額と高額医療費共同事業交付金の減額などでございます。

また歳出につきましては、保険給付費が見込みを下回ったことによる減額と療養給付費交付金の翌年度返還のための予備費の増額などでございます。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金の追加、県支出金、共同事業交付金、基金繰入金を減額したものでございます。

歳出の主なものとしましては、保険給付費、保健事業費を減額し、予備費を追加したものでございます。

次に、専決第6号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,811万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,388万3千円としたものでございます。これは平成22年度下水道受益者負担金、使用料の確定や公共下水道事業等の精査による補正でございます。

歳入面につきましては、受益者負担金、使用料等を追加し、一般会計繰入金等を減額いたしましたものでございます。

歳出につきましては、公共下水道事業費、施設管理費等を減額いたしましたものでございます。

次に、専決第7号「平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,731万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,879万1千円としたものでございます。

主な歳入の内容といたしましては、国庫支出金の追加、保険料、支払基金交付金、県への支出金、一般会計繰入金、基金繰入金等を減額したものでございます。

歳出の主な内容としましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費等を減額し、予備費を追加したものでございます。

次に、専決第8号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ596万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,232万2千円としたものでございます。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料を減額いたしました。

それから歳出の主なものとしましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金等を減額したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

報告事項等、調査のため、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時49分～再開 午前11時00分)

議長(宮島君) 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) ご異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

専決第1号「平成22年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)承認」

専決第2号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長(宮島君) これより質疑に入ります。

9番(大森君) 税条例についてご質問いたします。

限度額を50万円から51万円ということに改めるのと、もうひとつは、13万円を14万円に改めていくというこの点について、どういう内容になってくるのかご説明願いたいと思えます。

収納対策推進幹(春日君) お答えいたします。

本条例案でございますが、先ほど説明がありましたが、医療分50万円を51万円、プラス1万円、それから後期高齢者支援金課税額を13万円から14万円ということでプラス1万円、介護納付金課税額につきましては10万円を12万円ということでプラス2万円ということで、合計いたしますと73万円が77万円にプラス4万円にアップするというところでございます。

賦課限度額でございますが、本来の税率で課税されるのが原則でございますが、その適用にもある程度の限度を設けることが適当ではないかということで、この賦課限度額が設けられております。賦課限度額が国民所得や医療費の上昇等を勘案して適宜改正が行われてまいりました。この限度額を引き上げることによりまして、中間所得層の負担減を図るという意味がございます。国の方で政令を改正したということで町も改正をさせていただいたということでございます。以上です。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手多数により)承認」

専決第3号「平成22年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

3番（西沢さん） 専決第5号、国民健康保険特別会計補正予算の歳入について1点だけお伺いいたします。

歳入の国民健康保険税の部分ですが、減額部分が非常に高額であると思います。前段の部分は私は承知しておりませんので、どういう流れでこういう形になったかという点についてご説明をいただきたいと思います。

収納対策推進幹（春日君） お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、前年度所得に対して、その年の課税を行うということになっております。ここで大幅な減額補正を行った経過でございますが、22年度につきましては21年中の所得に対しての課税になります。21年というのはなかなか大変厳しい年でありまして、所得が大幅に落ち込んだということで、まず所得の大幅な減少によって所得割が減ったということが大きな原因になります。

それから2点目としましては、軽減枠の拡大を22年に行いました。今まで6割・4割の軽減だったのですが、7割・5割・2割ということで軽減割合を増やしたということで、これも大きな影響になっております。

それから非自発的失業に伴う保険税の減免という制度も新たにできたということで、いろいろな要因がありまして今回このような大幅な減額をさせていただいたということでございます。以上です。

4番（塩野入君） 難しいことではありませんが、私も国民健康保険、少し携わって大変厳しい状況であります。今現在の基金の残高、それと高額医療なんか入ると、すぐ減ってしまうわけですから、広域化の動きもありますが、そんなことも含めながら見通しがどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） お答えをいたします。

国民健康保険の基金の状況であります。今回の補正で少し基金からの繰り入れを減額することが若干できました。その結果の見込みということであります。22年度末においては、およそ1億6千万円ほどの基金残高が確保できるのではないかとこのように思っております。

ます。

ただ、23年度の当初予算で4,600万円ほどの基金の繰り入れを見込んでおりますので、現状で言うと、約1億1千万円ほどになってしまうのかなということで見えております。

今後の見通しと広域化も含めてということでありましてけれども、それぞれ坂城町だけでなく、それぞれの保険者、大変厳しい状況かというふうに思います。今後の計画の中で現在、高齢者長寿医療といえますか、後期高齢者医療制度があるわけですがけれども、それを廃止をして地域医療については国保に一本化するというようなことで計画はそういう方向で進んでおります。

見通しといたしますと、平成25年度で75歳以上について各都道府県単位の財政運営ということで、第2段階として平成30年度で全年齢について都道府県の単位化を図るというような計画でありますが、それぞれ厳しい状況もありますし、それぞれの保険者の状況の違いもあるというようなことで、なかなか統合していくには、いろいろな問題はあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても基金残高が現状のような状況の中で今年度も4,600万円繰り入れを見込んでいるということでありまして、何とかその段階まで坂城町の国保を維持、継続していかなければならないということでありまして。一番は医療費の削減ということが根本の課題だというふうに思っておりますので、その辺を主体に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第8号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第12「議案第28号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

議長（宮島君） 地方自治法第117条の規定により、8番 入日時子さんの退席を求めます。

（入日時子議員 退席）

議長（宮島君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時16分～再開 午前11時17分）

議長（宮島君） 再開いたします。

職員に提案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 議案第28号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、このたびの議会議員の改選に伴いまして議会選出の監査委員としてご活躍いただいた池田博武氏の任期満了を迎え、新たに入日時子氏を議会選出の監査委員として選任いただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願い申し上げます。以上よろしくお祈いします。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（宮島君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時18分～再開 午前11時19分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第13「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」から追加日程第16「発議第4号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」まで4件を一括議題とし、議決の運びまでいたしたいと思ひます。

職員に朗読させます。

（議会議務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提出者の趣旨説明を求めます。

初めに、発議第1号について。

11番 塚田忠君の趣旨説明を求めます。

11番（塚田君） 発議第1号「地域交通網対策特別委員会設置について」趣旨説明を行います。

長年の懸案でありました上田坂城バイパスが平成22年3月に本町鼠橋まで開通いたし、利便性の向上等が図られたところす。

しかし、当町に出入りする幹線道路は一般国道18号、主要地方道長野上田線に限られており、上信越自動車道の完成後も朝夕の通勤時には慢性的な交通渋滞が起きており、広域幹線道路としての機能の低下が危惧されております。

このような状況を解消し、地域住民の住環境の向上、地域産業の活性化を図るために、県道上室賀坂城停車場線、インター先線等の整備促進と坂城更埴バイパスの鼠橋から力石バイパスまでの早期完成を期待するところであります。

そこで議会といたしましても、特別委員会を設置し、引き続き調査研究を行い、調査等が終了するまで行うことを提案申し上げる次第であります。

よろしく審議の上、全員の皆様方の協賛を賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 次に、発議第2号について。

12番 池田弘君の趣旨説明を求めます。

12番（池田君） 発議第2号「地域医療対策特別委員会の設置について」趣旨説明をいたします。

昨今の医療を取り巻く極めて厳しい情勢の中で、地域の医療体制が後退しないよう調査研究を行い、関係機関に働きかけるとともに、よりよい方向で進められるよう議会として調査を進めてきた経過があります。今後も引き続き緊急医療体制の整備促進、産科及び小児科の増設並びに医師不足の解消等地域医療の充実を図り、地域住民の健康と命を守るために特別委員会の設置を提案いたすものであります。

よろしくご審議の上全員の皆様のご協賛を賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。

議長（宮島君） 引き続き、発議第3号について。

12番 池田弘君の趣旨説明を求めます。

12番（池田君） 大変貴重な時間を無駄にさせましてすみませんでした。

それでは発議第3号「議会改革特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

地方分権の推進により自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割もますます重要となっております。これに対応して議会改革を積極的に進める地方議会が全国的に広がってきています。

当議会においても、これまで先進地の視察研修等を行い、議会改革の第一歩として議会報告会を開催してきた経過があります。今回の地方統一選挙を通じまして表面化している地方議会を取り巻く諸課題について議会として真摯に受け止め、開かれた議会を目指すため議会改革等に関する調査研究を行う特別委員会を設置し、調査等を終了するまで行うことを提案申し上げます。

議員の各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

議長（宮島君） 次に、発議第4号について。

13番 柳澤澄君の趣旨説明を求めます。

13番（柳澤君） 発議第4号「広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」趣旨説明を行います。

議会の使命は、住民の代表として町の政策を最終的に決定するとともに、その政策を具体化するための条例の制定や改正あるいは廃止に始まり、行財政の運営や事業の実施等が効率的かつ民主的に執行されているかを監視することにあります。

さらに地方自治法第115条では、議会の会議はこれを公開すると規定しております。議会の活動実態、審議の内容及び結果を町民に知らせることは民主主義の基本であります。議会として特別委員会を設置し、議会報の編集発行等について調査研究を行うことをご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、全員の皆様のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 以上で趣旨説明を終わります。

◎追加日程第13「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第14「発議第2号 地域医療対策特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第15「発議第3号 議会改革等特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第16「発議第4号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第17「特別委員会委員の選任について」

議長（宮島君） 特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長において指名いたすことになっております。

職員をして朗読して指名したいと思います。

議会事務局長（塩澤君） 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員会委員 7人、塚田忠君、塩野入猛君、宮島祐夫君、大森茂彦君、入日時子さん、山崎正志君、塚田正平君。地域医療対策特別委員会委員 5人、池田弘君、塩入弘文君、窪田英子さん、西沢悦子さん、吉川まゆみさん。議会改革等特別委員会委員 7人、池田弘君、塩入弘文君、柳澤澄君、中嶋登君、大森茂彦君、入日時子さん、塚田正平君。広報発行対策特別委員会委員 5人、柳澤澄君、吉川まゆみさん、中嶋登君、大森茂彦君、窪田英子さん。以上であります。

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により各特別委員長及び同副委員長の互選の結果についてご報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長 塚田忠君、同副委員長 塩野入猛君、地域医療対策特別委員長 池田弘君、同副委員長 塩入弘文君、議会改革等特別委員長 池田弘君、同副委員長 塩入弘文君、広報発行対策特別委員長 柳澤澄君、同副委員長 吉川まゆみさん。

以上であります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（山村君） 平成23年第1回坂城町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本議会にご提案いたしましたすべての案件にご同意をいただきまして、誠に感謝申し上げます。

私にとりましては臨時会とはいえ、初めての議会でございます。初めて経験いたしました。大変厳かで権威のあるものというふうに感じました。

また本日は宮島議長殿、それから柳澤副議長殿初め常任委員会等坂城町議会の新しい体制が整いました。議員の皆様におかれましては、それぞれの役割におかれまして力一杯ご活躍されることをご期待申し上げます。

招集あいさつで申し上げましたけれども、私の考え、所信表明につきましては、6月の定

例会で申し上げたいと思っております。

それから副町長並びにもう一方の見識を有する監査委員の選任につきましては、5月31日に臨時会を招集する予定でございます。6月には議会、町側とも新しい体制で迎える定例会がございます。議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして閉会のごあいさついたします。ありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成23年第1回坂城町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員